



よみがえれKOBE!
がんばれ神戸っこ!!

KOBE

3月

会議所ニュース

発行所 神戸商工会議所
(〒650 神戸市中央区港島中町6-1 ☎078-303-5812)
印刷所 大神印刷株式会社
平成7年3月10日 第59号(毎月10日発行) 定価 1部50円
購読料は会費に含まれています。(平成2年6月22日第3種郵便物認可)

産業復興支援センター設置

各種相談・情報提供体制を確立

神戸商工会議所は阪神大震災で被害を受けた商工業者に対する支援活動を強化するため、所内各部の機能をフル活用した「産業復興支援センター」を三月七日に設置した。

これまで本所では各支部で緊急相談窓口を設け被災事業者に対応してきたが、企業の復旧活動が次第に本格化するに従い、相談内容も多様化し、これまで以上に強力な支援体制が必要になっている。

同センターは中小企業振興部内に設置され、所内各部・各支部で収集された情報を一元化することでより幅広くかつ効率的に各種の相談や問い合わせに対応するもの。また商店街や地場産業などに対するコンサルティング事業も高度な内容に処置できるよう専門相談員などの協力を得ながら実施する。

産業復興支援センターの事業内容

- ① 復旧・復興に関する経営相談、問い合わせへの対応
(金融・税務・法律・取引・雇用・建物復旧・事務所移転など)
- ② 国、県、市の復旧・復興施策計画に関する情報収集、提供
(国・県・市の施策、再開発計画など)
- ③ 商店街、市場、地場産業の復旧・復興へのコンサルティング協力
(専門相談員などの協力を得て計画立案に協力するなど)
- ④ 復旧・復興に関する経営情報冊子の作成配布
- ⑤ その他復旧・復興に関する相談、情報提供事業

第三次緊急要望を決議

第一回神戸経済復興対策特別委員会

神戸経済の円滑な復興に資することを目的に去る二月六日に新設された「神戸経済復興対策特別委員会(委員長・米田副会頭)の

第一回会合が、三月二日新神戸オリエンタルホテルにおいて開催された。

会議では各部会長より、業界ごとの被害状況の実態や行政に対する要望が次々と報告され、改めて今回の大震災による被害の甚大さが明らかにされた。同委員会ではこうした声踏まえ、

走る復興支援チーム

商店街・小売市場の復興に向けて

本所及び兵庫、神戸市による商店街・小売市場の復興支援チームが行動を開始した。

本所や市は、震災直後から現地に飛び、被災状況や営業再開見込みの把握に努めたが、市内の商店街・小売市場の被害は大きく、商店街の約三分の一、小売市場の約半分が倒壊・焼損した。既に営業を再開した団体も相当あるが、店舗前の露店営業も多く、震災シヨックは依然深刻だ。

深刻な打撃を受けた団体

四月以降復興事業の核として全所的なバックアップ体制を整備し、機能強化を図ることにしている。

徐々に進む

会員の安否確認

神戸商工会議所では、一月三十日から二月十六日にかけて、電話で阪神大震災による会員の被災状況を調査した。

この調査は、会員の安否確認・お見舞いととも、緊急融資の受け付けなど会

共同仮設店舗設置補助制度創設

神戸市は、このほど阪神大震災により被災した商店街・小売市場の商業団体に、共同仮設店舗の設置費用を補助する制度を新設した。

補助対象 自らの店舗が全半壊または全半焼し、営業不能に陥っている構成員を五人以上有する商店街・小売市場の商業団体。

補助対象経費 ①共同仮設店舗の建設・取得に要する費用(給排水・電気・ガスの設備工事費用を含む。内装費・什器類は対象外) ②借受けに要する費用。

補助金額 補助率は、対象経費の四分の一 ③建設の場合 補助限度額 一千万円/一団体。

三月一日付

(株)三越神戸店店長兼支配人石田裕久氏(大明達司氏)

今月6ページ
主な記事
◎復興情報コーナー
◎求人情報
◎金融情報
◎震災相談

(2面)
(3面)
(4面)
(5面)

会員は代表者が死亡され、従業員がなくなれた企業は百八十三社に及んだ。また、一千百三十一会員は「営業ができない」状態にあり、仮事務所や営業中の会員も四百五十八件に上った。

その後、電話の通じない三千六百七十二会員については直接職員が各社を訪問し、安否の確認を続けているが、震災後およそ二カ月を経過して、徐々に経済活動も行われ始め、三月一日時点で、約三分の一の会員と所在が確認されている。

単価二十万円以内/一坪。面積六坪以内/一店舗。

②リースの場合 補助限度額 一団体当たり五百万円/年間、但し二年間。単価一坪当たり十万円以内/年間。面積六坪以内/一店舗。

申込受付 三月八日から七月三十一日まで。神戸市経済局商業貿易課で受付。

☎322-5336

新議員ご紹介
(二月十五日付)
川崎製鉄(株)取締役社長長瀬崎忍氏(故人八木靖浩氏)

阪神大震災にかかる緊急税務セミナー

～特例措置の解説と個別相談～

と き 平成7年3月27日(月)
午後1時30分～4時30分
ところ 日興証券株式会社神戸支店8階ホール
(トアロード 三宮神社山側)
内 容 特例措置の解説(神戸税務署担当官)
税理士による個別相談
定 員 150名(定員になり次第締め切ります)
申込先 電話で下記までお申し込み下さい。
神戸商工会議所経済情報センター
☎078-303-5812
主 催 神戸商工会議所
後 援 日興証券株式会社神戸支店



よみがえれKOBE!がんばれ神戸っこ!!

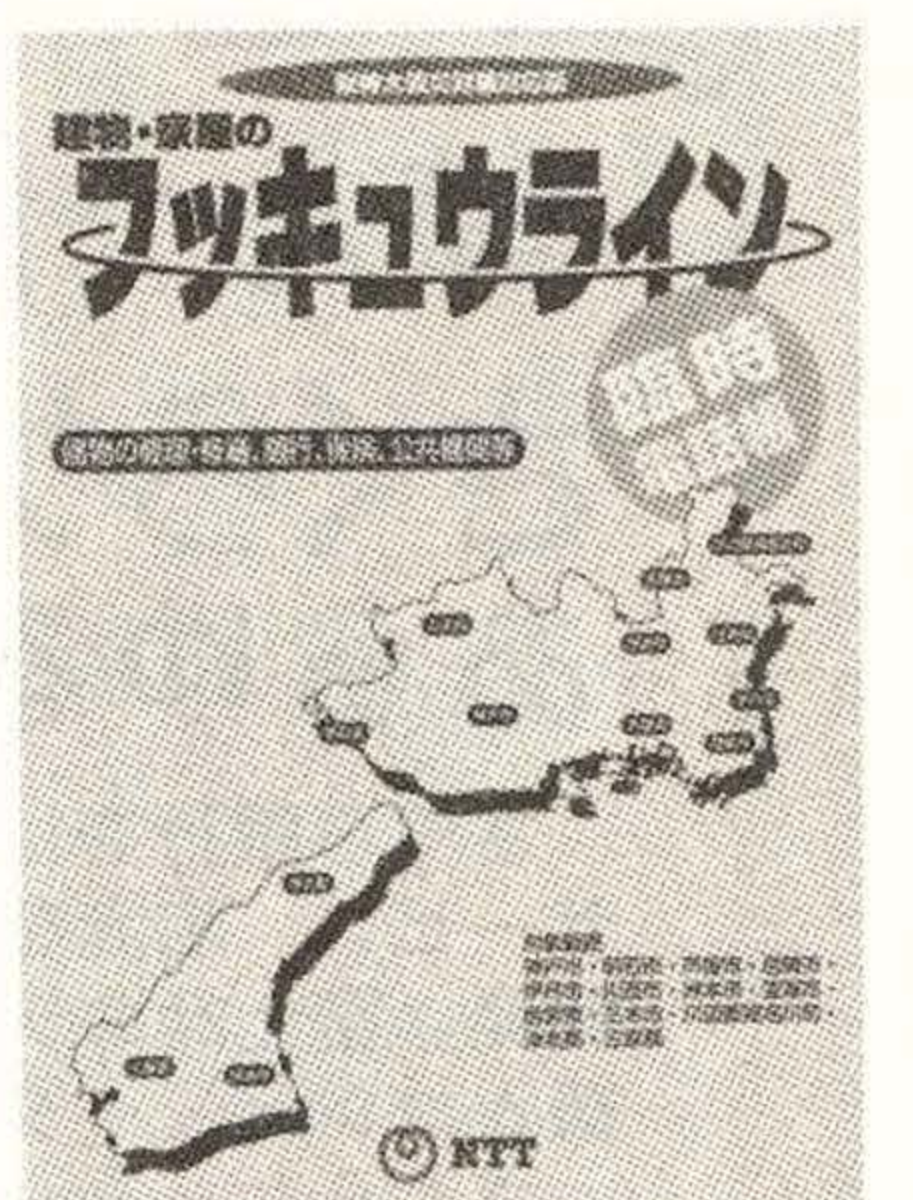
■お願い

NTTでは、地震による被害を受けた電話の仮復旧工事を終え、本格的な復旧にむけて着々と準備を進めておりますが、ただ今、被災に伴った電話の移転工事などのご希望が多く、引越シーズンとも重なり「116番」への電話が非常に混みあいかかりにくくなっています。皆様には大変ご不便をおかけしておりますが、「116番」に加え、「サポートセンタ」(☎0120-519116)でも受け付けておりますのでご利用いただきますようよろしくお願い申し上げます。

■お知らせ

「建物・家屋のフックユライン臨時電話帳」発行

- 掲載内容 建物・家屋の修繕等に関する業種/災害に関するお問い合わせ先/公共サービスに関する電話番号 など
- 配布先 避難場所、仮設住宅、行政機関、特設公衆電話設置場所及びNTT支店、営業所
- お問い合わせ先 [配達のお問い合わせ] ☎0120-444882 [ご意見・ご要望] ☎0120-290155
- 受付時間 <平日>午前9時から午後5時まで





本所では、被災された会員事業所に対し、ポータル

緊急共同事務所を ご利用下さい

無料

本所では、被災された会員事業所に対し、ポータル「イベントプラザ」を緊急共同事務所として無料で貸し出しています。スペースは、一社当たり十二平方メートル。電話機兼用FAXの他、テーブル、椅子も無料で貸与します。ただし、電話回線工事などは実費負担。三月六日現在、十二社が利用しており、市内にオフィスが不足する中、利用者からは「当面、わずかなスベ

【お申し込み先】神戸商工会議所災害対策本部
〒303・5801

【お申し込み先】神戸商工会議所災害対策本部
〒303・5801

【お申し込み先】神戸商工会議所災害対策本部
〒303・5801

【お申し込み先】神戸商工会議所災害対策本部
〒303・5801

【お問い合わせ先】(株)日本K-SPAN 白木氏
〒03・3812・5815

【お問い合わせ先】(株)日本K-SPAN 白木氏
〒03・3812・5815

【お問い合わせ先】(株)日本K-SPAN 白木氏
〒03・3812・5815

【お問い合わせ先】(株)日本K-SPAN 白木氏
〒03・3812・5815

【お問い合わせ先】(株)日本K-SPAN 白木氏
〒03・3812・5815

【お問い合わせ先】(株)日本K-SPAN 白木氏
〒03・3812・5815

【お問い合わせ先】(株)日本K-SPAN 白木氏
〒03・3812・5815

【お問い合わせ先】(株)日本K-SPAN 白木氏
〒03・3812・5815

【お問い合わせ先】(株)日本K-SPAN 白木氏
〒03・3812・5815

【お問い合わせ先】(株)日本K-SPAN 白木氏
〒03・3812・5815

【お問い合わせ先】(株)日本K-SPAN 白木氏
〒03・3812・5815

【お問い合わせ先】(株)日本K-SPAN 白木氏
〒03・3812・5815

【お問い合わせ先】(株)日本K-SPAN 白木氏
〒03・3812・5815

【お問い合わせ先】(株)日本K-SPAN 白木氏
〒03・3812・5815

【お問い合わせ先】(株)日本K-SPAN 白木氏
〒03・3812・5815

【お問い合わせ先】(株)日本K-SPAN 白木氏
〒03・3812・5815

【お問い合わせ先】(株)日本K-SPAN 白木氏
〒03・3812・5815

【お問い合わせ先】(株)日本K-SPAN 白木氏
〒03・3812・5815

【お問い合わせ先】(株)日本K-SPAN 白木氏
〒03・3812・5815

【お問い合わせ先】(株)日本K-SPAN 白木氏
〒03・3812・5815

【お問い合わせ先】(株)日本K-SPAN 白木氏
〒03・3812・5815

【お問い合わせ先】(株)日本K-SPAN 白木氏
〒03・3812・5815

【お問い合わせ先】(株)日本K-SPAN 白木氏
〒03・3812・5815

【お問い合わせ先】(株)日本K-SPAN 白木氏
〒03・3812・5815

【お問い合わせ先】(株)日本K-SPAN 白木氏
〒03・3812・5815

【お問い合わせ先】(株)日本K-SPAN 白木氏
〒03・3812・5815

【お問い合わせ先】(株)日本K-SPAN 白木氏
〒03・3812・5815

【お問い合わせ先】(株)日本K-SPAN 白木氏
〒03・3812・5815

【お問い合わせ先】(株)日本K-SPAN 白木氏
〒03・3812・5815

【お問い合わせ先】(株)日本K-SPAN 白木氏
〒03・3812・5815

【お問い合わせ先】(株)日本K-SPAN 白木氏
〒03・3812・5815

【お問い合わせ先】(株)日本K-SPAN 白木氏
〒03・3812・5815

【お問い合わせ先】(株)日本K-SPAN 白木氏
〒03・3812・5815

【お問い合わせ先】(株)日本K-SPAN 白木氏
〒03・3812・5815

【お問い合わせ先】(株)日本K-SPAN 白木氏
〒03・3812・5815

【お問い合わせ先】(株)日本K-SPAN 白木氏
〒03・3812・5815

【お問い合わせ先】(株)日本K-SPAN 白木氏
〒03・3812・5815

【お問い合わせ先】(株)日本K-SPAN 白木氏
〒03・3812・5815

【お問い合わせ先】(株)日本K-SPAN 白木氏
〒03・3812・5815

【お問い合わせ先】(株)日本K-SPAN 白木氏
〒03・3812・5815

復興情報 コーナー

事業再建のためのPRや支援の情報をお寄せ下さい。(採否に関しては編集部にご一任お願いします)

神戸商工会議所経済情報センター
TEL 303・5812 FAX 303・2313

【お問い合わせ先】(株)日本K-SPAN 白木氏
〒03・3812・5815

【お問い合わせ先】(株)日本K-SPAN 白木氏
〒03・3812・5815

【お問い合わせ先】(株)日本K-SPAN 白木氏
〒03・3812・5815

【お問い合わせ先】(株)日本K-SPAN 白木氏
〒03・3812・5815

【お問い合わせ先】(株)日本K-SPAN 白木氏
〒03・3812・5815

【お問い合わせ先】(株)日本K-SPAN 白木氏
〒03・3812・5815

オフィス・工場・土地の貸与に関する情報 (3月10日現在)

下記の事業所より、事務所、工場、土地の貸与に関する情報をご提供頂きました。契約内容などの詳細は、直接下記に連絡をとって下さい。

事業所	所在地	面積	連絡先	その他
事務所	神戸市中央区海岸通5-2-5	1階 116㎡…事務所 2階 51㎡…店舗	南海観光開発㈱ 神戸市中央区海岸通5-2-5 TEL. 078-371-0525	・詳細はTELにて相談
事務所	神戸市中央区浪花町64 三宮電々ビル	300坪(100坪単位) …3月末 100坪 …6月末	公共建物㈱神戸事務所 神戸市中央区浪花町64 三宮電々ビル TEL. 078-331-7057	・詳細はTELにて相談
事務・電算 ゾーン諸設備	神戸市北区鹿の子台北町 8-2-1	オフィス 1,202坪 電算室 2,389坪	㈱CRC総合研究所 担当:高田/東 大阪市中央区久太郎町4-1-3 TEL. 06-241-4138	・神戸リサーチパーク内 ・詳細はTELにて相談 ・即入居可
事務所	神戸市東灘区向洋町東4-16	面積等は要相談	神戸航空貨物ターミナル㈱ 担当:山田 神戸市東灘区向洋町東4-16 TEL. 078-858-1500	・国際航空運送協会(IATA)代理店・航空運送協会(JAFA)の会員業者・通関業者対象 ・詳細はTELにて相談
事務所	神戸市東灘区向洋町中6-9	※詳細はTELにて	ジャパンマーケットセンター㈱ 「神戸ファッションマート」 神戸市東灘区向洋町中6-9 TEL. 078-857-8003	・ファッション(生活文化)産業の ・詳細はTELにて相談 ・即入居可能
事務所	神戸市灘区青谷2-1-3	15.84㎡~32.34㎡	㈱大恵 神戸市東灘区御影城の前1491-1-202 TEL. 078-841-8680	・即入居可能 ・詳細はTELにて相談
事務所	神戸国際交流会館 ポートアイランドビル 西区民センタービル	土地400坪 うち工場130坪	㈱神戸市開発管理事業団 企画課 神戸市中央区港島中町4-1-1 TEL. 078-302-2382	・詳細はTELにて相談
事務所	尼崎市道意町7-1-3	81㎡~1,425㎡	㈱エーリック 尼崎市道意町7-1-3 TEL. 06-415-2500	・り災企業で1年以上入居可能な企業 ・賃貸料の特別措置有 (中小企業3ヵ月・大企業2ヵ月分)
倉庫	氷上郡市島町上垣字縄手 860-1	貸倉庫(168坪) (事務所付) 95万円/月	ビーム㈱ 大阪市福島区大開2-3-1 パネ協大阪センタービル5F TEL. 06-465-6181	・詳細はTELにて相談
事務所ビル (売物件)	神戸市中央区琴緒町 2-3-3	土地(仮換地)176.81㎡ 建物(延べ) 447.16㎡	イザック㈱ 神戸市中央区浪花町59-3 TEL. 078-331-8623	・詳細はTELにて相談
建付土地 (売物件)	神戸市中央区下山手通 8-7-8	土地 200.18㎡		
建付土地 (売物件)	神戸市中央区下山本通 2-8-4	土地 140.99㎡ 別に私道 19.70㎡		
土地 (売物件)	神戸市垂水区名谷町 字柄立原2035	土地 711㎡		

右記の行政機関でも相談を受け付けています。

●兵庫県商工部新産業立地課 TEL 078-341-7711
●大阪府商工部産業政策課 TEL 06-941-0351

料金表(片道)

種類	エコノミー きっぷ	普通の きっぷ	割引額
神戸市内 ~東京都内	普通車 12,250円 グリーン車 14,720円	14,000円	1,750円 3,830円
大阪市内 ~福岡・ 北九州市内	普通車 11,700円	14,000円	2,300円

当面販売しませんのでご了承ください。



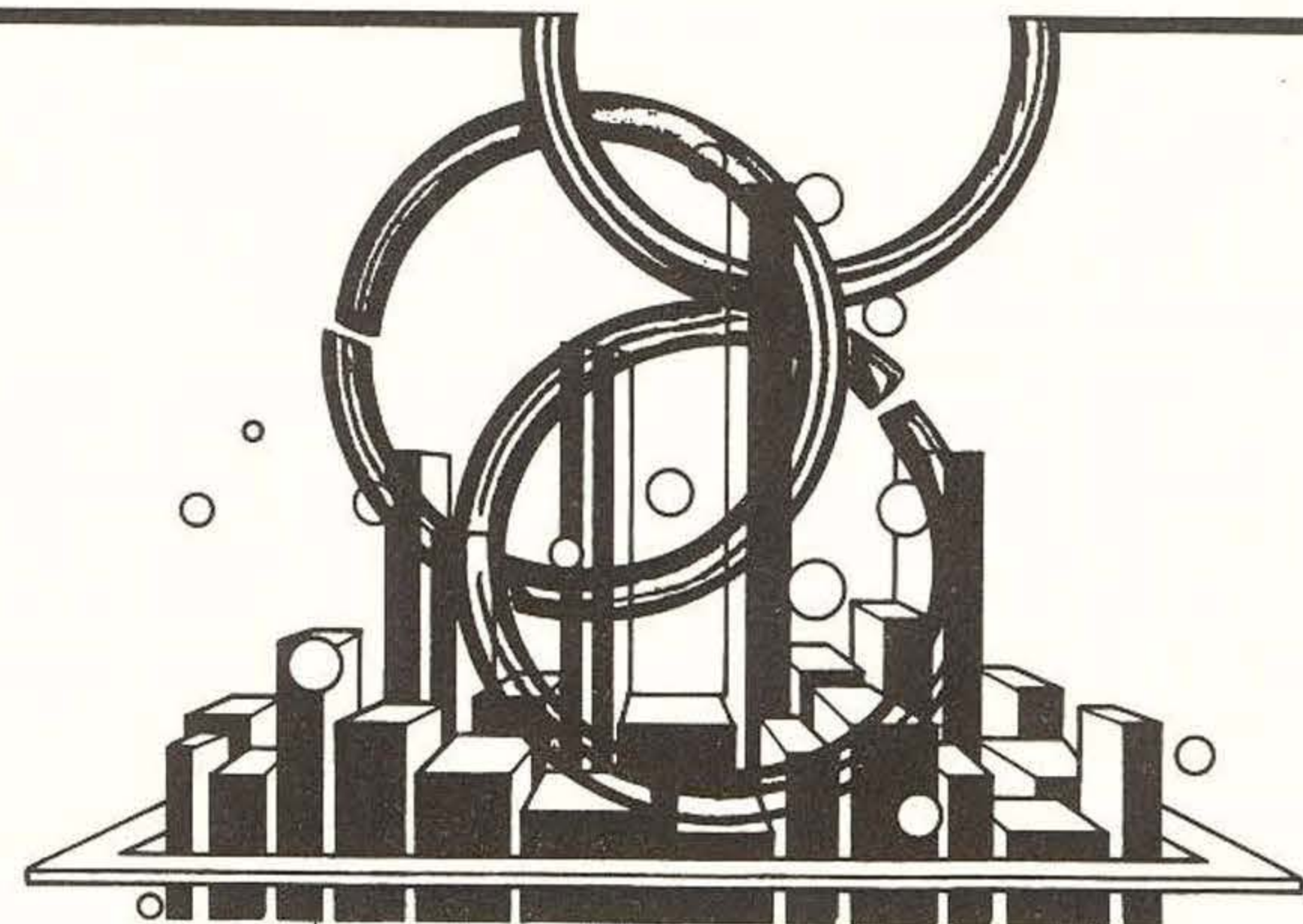
さくらケーシーエス

謹んで震災のお見舞を申し上げます。

さくらケーシーエスは、あらゆるニーズに総合力でお応えします。

さくら銀行をはじめ、多種多様な情報処理分野で蓄積したノウハウを持つ情報処理サービス。広汎な知識分野に、多数の優秀なシステムエンジニアが挑むソフトウェア開発。富士通のディーラーであり、ユーザーであるからできる適切なシステム導入支援とコンピュータの販売。

さくらケーシーエスはこの3つの力を総合力に高め、お客様のニーズにトータルソリューションでお応えする総合情報サービス企業です。



株式会社さくらケーシーエス

本社/〒650 神戸市中央区播磨町21番1

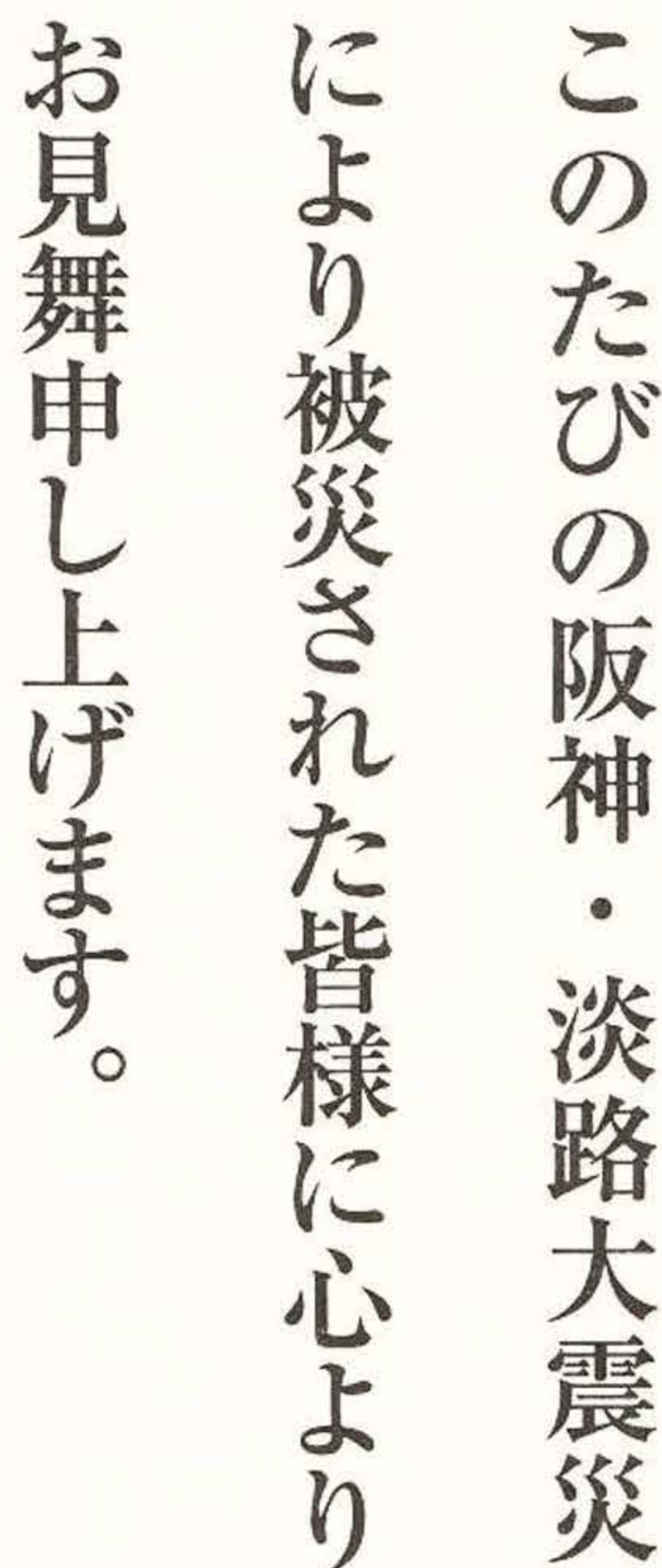
TEL (078) 391-6571(代)

東京本社/〒135 東京都江東区越中島1-2-21 YKビル

TEL (03) 3820-4411

事業所/姫路支店、千葉支店、大阪支店、岡山営業所、鳥取営業所

電話／06-346-0461



民間金融機関の災害特別融資

(平成 7 年 2 月 15 日現在)

金融機関名	融資の名称	融資対象	問い合わせ先
第一勧業銀行	兵庫県南部地震災害復旧ローン (事業者向け)	当行と貸出取引があり、今回被災した企業および個人事業者で、当行が融資適格と認めた方。	0120-550-620
北海道拓殖銀行	事業者向け災害復旧特別融資	今回被害をうけた貸出取引 1 年以上の法人および個人事業主。審査のうえ。	0120-6611-02 0120-6611-06
東京銀行	企業向けの支援については個別対応		0120-100-499 神戸支店 391-8426
さくら銀行	事業者向け災害復旧緊急融資	今回被害を受けた、当行との融資取引歴 1 年以上の法人および営業性個人。審査のうえ。	0120-554-201 0120-326-515
三菱銀行	事業者向け緊急融資	今回被害を受けた当行と貸出取引のある法人ならびに個人事業主。審査のうえ。	0120-321409
富士銀行	企業向けの支援については個別対応		0120-224396
住友銀行	事業者向け災害復旧融資	今回被害を受けた、当行との貸金取引歴 1 年以上の法人及び営業性個人。審査のうえ。	0120-2-86086
大和銀行	事業者向け緊急融資	今回被害を受けた貸出取引歴 1 年以上の法人及び個人事業主。審査のうえ。	0120-4946-56
三和銀行	企業向けの支援については個別対応		0120-180-250
東海銀行	＜東海＞被災者特別融資および個別対応	当行関西地区全営業店の既存融資取引先。審査のうえ。	0120-112-717
あさひ銀行	災害特別融資	当行と貸出取引のある法人および個人事業主で、被害を受けた方。審査のうえ。	0120-20-8156
兵庫銀行	企業向けの支援については被害状況に応じて個別対応		0120-788-554 および兵庫県下、大阪府下の支店「お客様相談窓口」
阪神銀行	阪神銀行緊急融資	今回被害を受けた、当行と 1 年以上与信取引のある個人事業所・法人。審査のうえ。	0120-505-038
但馬銀行	兵庫県南部地震復旧対策資金	今回被害を受けた法人又は個人事業主。審査のうえ。	大代表(融資部) 0796-24-2111
神戸信用金庫	災害復旧緊急特別融資事業資金 (保証協会付)	当庫と取引があり、今回罹災された方で、当庫が適当と認めた方。	321-7744
関西西宮信用金庫	かんしん被災者事業資金融資(担保付)		大代表 332-5151
神栄信用金庫	全国信用金庫連合会の代理貸付制度「兵庫県南部地震災害復旧特別融資制度」による	代理店信用金庫の会員および会員となることのできる者で、今回被災したと代理店が認めた者。	大代表 222-3450
兵庫信用金庫	ひょうしん地震救済融資(事業主)	火災、地震により災害を受けた取引先。担保付で当庫が適格と認めた方。	大代表 0792-82-1255
全国信用金庫連合会	兵庫県南部地震災害復旧特別融資制度	信用金庫の会員および会員となることのできる者で、今回被災した者。	金利・弁済方法等詳細については、各信用金庫の窓口にご相談下さい。

金融情報

二月十七日から日本開発銀行が企業向けに災害特別融資の受け付けを開始したことにより、既設の兵庫県、神戸市及び政府系三金融機関を含め公的機関による特別融資はほぼ出そろいました(下表)。このうち、兵庫県及び神戸市の無担保無保証人枠については三月中旬以降現行五百万円が、小規模事業車においては千五百万円に拡大され、またそれ以外の中小企業者においても新たに一千万円の枠が創設されることになりました。

また民間金融機関でも緊急融資を行っています(左表)、融資限度額や返済期間、金利、その他の諸条件はそれぞれの金融機関にお問い合わせ下さい。

公的機関の災害特別融資

(平成 7 年 2 月 20 日現在)

機関名	大企業向け	中小企業向け						
	日本開発銀行	国民金融公庫		中小企業金融公庫	商工中金	兵庫県・神戸市		
制度名	災害復旧融資	災害貸付	特別災害貸付	災害貸付・特別災害貸付	災害復旧貸付・特別利率貸付	(県) 緊急災害復旧資金 (市) 震災復旧緊急特別資金	(県) 同左(無担保無保証人枠) (市) 特例無担保無保証人資金	(県) 緊急特別資金(震災貸付) (市) 経済変動対策資金融資
融資対象者	全半壊その他これに準ずる被害を受けた施設を復旧する企業	① 直接に被害を受けた中小企業者(り災証明書が必要) ② 取引先等が被災したために売上の減少など間接的な被害を受けた中小企業者	直接的又は間接的に甚大な被害を受けた中小企業者(特別被害証明書等が必要)	国民金融公庫に同じ	国民金融公庫に同じ	り災証明書の交付を受けた中小企業者等	り災証明書の交付を受けた小規模事業者 (小規模事業者) 従業員20人(商業またはサービス業は5人)以下の事業者をいう。	り災証明書の交付を受けられなかった中小企業者等のうち、申し込み前1カ月間及びその後の2カ月を含む3カ月間の売上(見込み)が前年同期比20%以上減少している者
融資限度額	対象事業費の40%(鉄道施設は50%)	別枠 3,000万円(特別災害貸付分を含む。)		別枠 1.5億円 (特別災害貸付分3,000万円を含む。)	組合 200億円 組合員 20億円 (特別利率貸付分3,000万円を含む。)	5,000万円 (運転は3,000万円)	500万円	2,000万円
融資利率	年3.75%~4.9%(対象事業により適用利率が異なる)	年 4.9%	① 当初3年間 年4.45% 4年目以降 年4.9% ② 当初3年間 年3.0% 4、5年目 年4.15% 6年目以降 年4.9%(被害状況により適用利率が異なる)	国民金融公庫に同じ	国民金融公庫に同じ ただし、11年目以降は5年ごとに見直しをする	年 2.5%	年 2.5%	年 2.8%
融資期間	相談のうえ決定	10年以内 (特別災害貸付のうち融資利率②を適用する直接被害者は15年以内)		国民金融公庫に同じ	運転 10年以内 設備 20年以内 (特別災害貸付のうち融資利率②を適用する直接被害者は運転15年以内)	10年以内	10年以内	運転 5年以内 設備 7年以内
据置期間	相談のうえ決定	2年以内 (特別災害貸付のうち融資利率②を適用する直接被害者は5年以内)		国民金融公庫に同じ	3年以内 (特別災害貸付のうち融資利率②を適用する直接被害者は5年以内)	3年以内	3年以内	運転 1年以内 設備 1年6カ月以内
担保・保証人	相談のうえ決定	原則として1名以上の保証人要(場合によっては不動産等担保要)		必要に応じて担保要	必要に応じて担保要	信用保証協会の定めるところによる	不要	信用保証協会の定めるところによる
信用保証	不要	必要に応じて要		必要に応じて要	必要に応じて要	信用保証協会の保証を要する		
利子補給	無し	無し	特別災害貸付のうち融資利率②の適用者については、当初3年間につき年0.5%の利子補給が実施される(当初3年間は実質上年2.5%の金利負担となる。利子補給の方式は未定。)	国民金融公庫に同じ	国民金融公庫に同じ	事務所が全半壊(全半焼を含む)した中小企業者等に対し、融資額2,000万円以下の部分について据置期間中の3年間につき年2.5%の利子補給が実施される(当初3年間は実質上無利子となる。)		無し
その他	(対象事業) 1 社会インフラの復旧支援 2 生活基盤インフラの復旧支援 3 経済機能復旧支援					(信用保証料) ・100万円以下 年0.4% ・100万円超~300万円以下 年0.6% ・300万円超 年0.65%		
照会先	大阪支店 企画調査課 ☎06(345)6531	神戸支店 ☎(341)4981 東灘支店 ☎0798(26)9220 明石支店 ☎(912)4114		神戸支店 ☎(362)5961	神戸支店 ☎(391)7541	(県) ○取り扱い金融機関 ○神戸商工会議所本・支部 ○兵庫県商工部金融課 ☎(341)7711 (市) ○取り扱い金融機関 ○神戸商工会議所本・支部 ○神戸市中小企業指導センター ☎(360)3206 ○西神戸中小企業指導所 ☎(641)1481		

被災地における借地権・借家権について

一、阪神大震災の被災地における法律相談の中では、借地・借家に関する相談が圧倒的に多いので、この問題について説明します。

二、借地について

(1) 借地上の建物が地震で滅失しても、借地権は消滅しません。

そして、その借地権の残存期間が十年未満であった場合には全て自動的に残存期間が十年に延長されます（罹災都市借地借家臨時処理法）。

そして、借地人は、地主の承諾がなくても、建物を再築することができます（仮に契約で増改築や再築を禁止する条項が入っていたとしても、今回の地震のような天災による滅失の場合には）。

(2) 借地上の建物が地震で

被災相談 税務問題

今回の震災により罹災されました方には、一日も早い復旧を心よりお祈り申し上げます。

確定申告については次のようになっていますが、詳細は最寄りの税務署へお問い合わせ下さい。

Q1 確定申告はいつまでにすればよいのでしょうか？

A 次地域の地域の方は、三月十五日を過ぎても申告を受け付けてもらえますが、期限はまだ明らかではありません。「災害のやんだ日」が決定され次第、国税庁の告示により申告期限が発表されます。

神戸市、尼崎市、明石市、西宮市、洲本市、

一部損壊したに留まる場合には、もちろん借地権は消滅しません。

そして、借地人は損壊した建物を補修することができます。

又、補修後の借地権の残存期間についても、従前の残存期間のままです。

三、借家について

(1) 地震やその後の火災で建物が滅失した場合、従来の借家権は消滅します。この場合の「滅失」とは、物理的な消滅だけではなく、損壊の程度がひどく建物の効用を喪失した場合を含みます。

そして、借家権が消滅する以上、敷金の返還を請求できますが、敷引分も返還を要するか否かについては、見解が分かれています。（今回の地震のような天災による場合は、敷金全額の返還を請求できるという見解が多いようです。）

一、猶予をもらうための条件は次の通りです。

・阪神大震災による被害を受けた人

・自分の住宅または家財の価額の五〇％以上の損害を受けた人

・被害を受けた日において平成七年中の所得の合計が一千万円以下と見込まれる人

二、手続きは？（すべて確定申告により精算されます）（表一）

なお、条件を満たしていなくても雑損控除を受けることができる人は申請書で徴収を猶予される場合があります。

三、徴収猶予される期間など

(一) 給与及び公的年金など（表二）

(二) 報酬など（表三）

（公認会計士 友弘 正人）

あり、地主にとっても、建物の解体・撤去などについて借家人の了解を得る必要がある場合も多く、それらを考慮して双方で話し合い、解決するのがよいと思います。

又、敷金の返還を受けただけで、当然に次に述べます罹災都市借地借家臨時処理法による優先借地権・借家権を放棄したことになりませんが、できれば敷金返還時に家主と借家人との間でその点を明確に確認しておく方がいいでしょう。

(2) 今回の震災には、「罹災都市借地借家臨時処理法」が適用されますので、旧建物が滅失した借家人は、平成七年二月六日から二年以内に、地主（震災後土地所有者が代わっている場合は新所有者）に対して、建物を所有する目的で土地を貸してほしいと申し出て、地主がこれを承諾するか又は三週間以内に拒絶（地主は自らその土地を使用するなど正当な理由がないとこれを拒絶できません）の回答をしなれば土地自体について借地権を取得して自分で建物を建てるができます。

又、借家人は、地主によつてその土地に再建された新しい建物に対して優先的に借家権を主張して入居することもできます。但し、借家人は、建物が完成する前に、入居の申し出をしなければいけません。

そして、借家人と地主の間で、その後の賃貸条件について争いになった場合は、裁判所に申し立てて判断してもらうことになります。

(3) 建物が「滅失」に至らず、一部損壊に留まった場合は、借家権は消滅せず、残存します。

被災相談 雇用調整助成金

また、借家人は家主に対し、建物の修理を要求でき、家主が修理してくれない場合は、借家人自身で修理し、かかった費用を家賃から相殺することもできます。

ただ、損壊の程度が大きい、非常に多額の修理費用が必要となる場合には、家主は相当の立退料の支払や代替家屋の提供を行った上で、借家権の解約を求めることもできます。

（弁護士 梶原 高明）

Q1 被災に伴って当分休業したいのですが、事業再開まで従業員への賃金負担に困っています。これに対する助成はないのでしょうか。

A 雇用調整助成金を利用して、本来この制度は労働大臣が指定した業種で、景気変動などで事業活動の縮小を迫られた事業主が休業などをを行った場合、従業員に支払う休業手当などの一部を国が助成するものです。

Q2 当社は被災から免れましたが、親企業が被災したため休業を考えています。その場合助成は受けられるのでしょうか。

A 当社は被災から免れましたが、親企業が被災したため休業を考えています。その場合助成は受けられるのでしょうか。

Q3 今回の特例措置で、親企業の被災により、経営が悪化した一次下請けや二次下請け企業も助成金の対象になります。

Q4 四月入社の新卒者を休業させる場合は助成の対象になるのでしょうか。

A 新規学卒者などの内定取り消しを防ぐため、今回の

対象となるもの	提出書類	提出先	猶予を受けられる日
給与、公的な年金及び報酬を受けている人	源泉所得税の徴収猶予・還付申請書（災免用） 給与・報酬など	支払者 （日雇及び報酬に係るものは税務署）	申請書を支払者に提出した日 （日雇給与は申請書を税務署に提出し、交付された徴収猶予票を支払者に渡した日） 報酬は申請書を税務署に提出し、支払者に通知があった日

合計所得金額	徴収を猶予される期間	還付される金額
500万円以下の場合	平成7年1月17日から平成7年12月31日までの期間	平成7年1月1日から平成7年1月17日までの間に支払を受けた給与について徴収された税額
500万円を超え750万円以下の場合	イ 平成7年1月17日から6カ月間 ロ イの方法に代えて、平成7年1月17日から平成7年12月31日までの間に支払を受ける給与に対する税額の半額の徴収猶予を受けることもできます。	ありません。 このロの徴収猶予を受けた場合には、平成7年1月1日から平成7年1月17日までの間に支払を受けた給与について徴収された税額の半額が還付されます。
750万円を超え1,000万円以下の場合	平成7年1月17日から3カ月間	ありません。

合計所得金額	徴収を猶予される期間
500万円以下の場合	平成7年1月17日から平成7年12月31日までの期間
500万円を超え750万円以下の場合	平成7年1月17日から6カ月間
750万円を超え1,000万円以下の場合	平成7年1月17日から3カ月間



阪神大震災で被災された皆様に 心よりお見舞い申し上げます。

愛する街、神戸の一日も早い復興のために、 UCCも「がんばろや! WE LOVE KOBE」の スローガンのもと、皆様とともに 全力をあげて頑張りたいと思います。



UCC上島珈琲株式会社

Q6 助成金の申請手続きはどのようにしたらよいのでしょうか。

A ①従来の生産状況の概要と被災による生産の落ち込み具合を示す書類、②休業期間と対象人員を記した実施計画書、③労使の休業協定書などの所定の様式による提出が必要となります。また、社屋の倒壊などで資料がそろわない場合などいずれの場合も最寄りの公共職業安定所にご相談下さい。

◆詳しくは…

神戸公共職業安定所
☎3933・1071
灘公共職業安定所
☎2911・8609
または最寄りの公共職業安定所まで。

（本所産業部 鍛冶町 明子）



食の町「南京町」が元気いっぱい

あの震災から、はや二カ
月が過ぎ季節は新春を迎え
竹の音とともに春の訪れを

負けられへんで 南京町商人パワー全開

告げる一足早いイベントがあるはずだった。南京町「春節祭」は、例年旧正月に併せて実施されており、今年は一月三十一日の予定であったが、大震災のため店舗・楼門なども大きな被害を受け、祭りは中止された。

しかし、お互いの安否を確認した後、組合では、「こんな事で負けられへん。南京町は食の町や。あるもん出してお料理を作ろうやないか」と発奮。商店街としての存在意義を発揮すべく早速活動を開始した。

まずは一月二十二日から炊き出しを始めるとともに、春節祭に代わる催しを検討

中、一月初めに水道、三月初めにはガスも復旧したため、屋台村は解散、各店とも従来の店舗にて営業を再開したが、店舗や楼門、舗道、石像などの修繕や料理内容の再検討なども含め、南京町の復興にはまだまだ課題も多い。しかし、青年部を中心に、これまで幾多の課題を乗り越えてきた南京町では、持ち前のチームワークと行動力を発揮し、現在

今回の震災により、内外の物流拠点である神戸港が大規模な被害を受け、その波紋が産業界全体に広がっている。本所では、二月三日付で政府、関係省庁、港湾関連機関などに「阪神大震災に伴う神戸港の復旧に関する緊急要望」を提出し、神戸港の一日も早い復旧を働きかけている。

一時は麻痺状態に陥っていた港湾機能もその後の復旧活動により、着実に回復に向かっている。神戸港の現在（三月七日）の復旧状況は次の通り。

【緊急・応急復旧】

- ・(1)着岸可能バース
- ・公共バース
- ・貨物用
- ・百二十八バース中七



にぎわいを取りもどした板宿市場

復興に向けての活動に力を注いでいる。「復興後の南京町は、今までもパワーアップした町にしたい。震災にも負けなかった組合員の結束力、できれば今秋には盛大なグルメイベントを実施したい」とやる気満々である。

震災後、常に温かな料理を提供してきた南京町に対し、「美味しい料理もさることながら、中華街ならではのにぎやかな雰囲気が好き。ここに来ると自然と和んでくる」と語る市民も多く、神戸を支える商店街としての期待は大きい。

板宿には五つの市場があり、現在、板宿北部市場は改装中。残る四つの市場は平成三年度に建て替えが完了した。軟弱な地盤だったため、通常の建設費の三割増しの工費をかけて、深い基礎を打った。

そのおかげもあって、大震災では、建物もアーケードもびくとせず、二月六日全八十九店舗のうち六十店舗が営業を再開したが、それまでの足取りは決して平坦ではなかった。市場構成員の中には、自宅が全壊、家族の不幸にあった人も多かったからである。

「ともかく、一刻も早く店開きしよう。それが震災に打ち沈むこの地域の人々を鼓舞する最良の方法だ」と各市場の理事長を中心に団結。一月二十三日電気がつく。二十八日には待望の水が出た。そして、二月六日のガス復旧に合わせて全店舗の再開にこぎつけること

早期回復、②耐震性の強化（防災性の強化）、③市街地復興との連携、④国際拠点港湾としての復興の四点が挙げられている。また、復興スケジュールとしては「概ね二年をめどに港湾機能を回復する」としている。

来年度の本格復旧項目は次の通り。

- ・コンテナバースは七年度内に概ね三分の一を本格供用、残りについても早期供用
- ・フェリーバースの七バースは七年度前半までに四バースを本格供用し、七年度内に残り三バースも供用
- ・その他の岸壁は、七年度内に概ね五割を本格供用し、残りについても早期に供用

伝統の味 灘の酒 いま再び

「生一本」で知られる灘五郷は日本酒の生産量第一位、全国で約三〇％の生産量を占める。その灘五郷も今回の阪神大震災で大きな打撃を受けた。

昔ながらの木造の酒蔵や貯蔵庫の多くが全壊し、機械設備なども損傷。また、冬場の仕込みの時期に当たっていたため、貯蔵タンクの漏れやもろみの腐敗、瓶詰製品の破損など、被害は大きい。

神戸市内の酒造メーカーのうち約三十社が加盟する灘五郷酒造組合では、三百年の伝統と第二次世界大戦からも立ち直った実績を踏まえ、復興していこうと、上水道・専用水道の早期復旧をはじめ、金融支援措置や税制上の減免措置・酒税法の弾力的な運用を求めて国、県、市などへ緊急に要望し、灘の酒の復興に全力を注いでいる。

現在、酒づくりに欠かせない水の供給が断たれてい

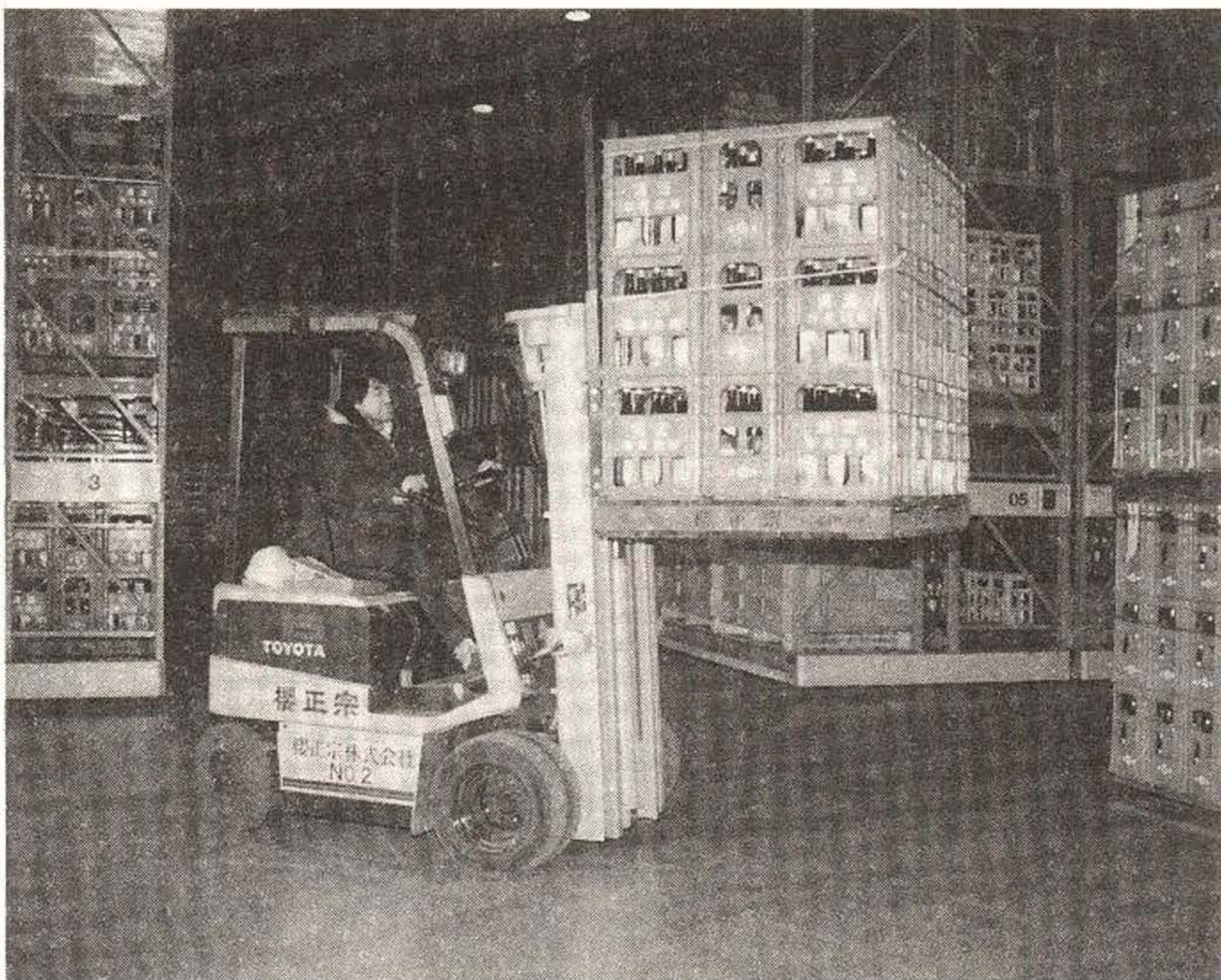
「地震後最初の瓶詰した酒ができたときは感極まるものがあつた。あたたかい酒で社長以下全員で乾杯した」と再開を喜ぶのは、東灘区にある櫻正宗（株）の橋本取締役。

木造の酒蔵が全壊した同社では、昨年完成した鉄筋の四季醸造蔵は被害をまめがれた。しかし、電気の復旧が遅かったため、「生産ラインや自動出荷倉庫にあつた瓶詰製品の被害状況の確認ができずとても心配だった」と語る。

ところが、電気復旧後、日夜に及ぶ従業員の懸命な機械設備の点検のおかげで予想以上に早く二月七日から井戸水を使った瓶詰作業や出荷を再開することができた。

一月三十一日には広場いっぱいには屋台村を開き、鍋から沸き上がる蒸気と料理人の熱気あふれる中、訪れる市民に餃子・ラーメンなど約三千食を振る舞った。

二月初めに水道、三月初めにはガスも復旧したため、屋台村は解散、各店とも従来の店舗にて営業を再開したが、店舗や楼門、舗道、石像などの修繕や料理内容の再検討なども含め、南京町の復興にはまだまだ課題も多い。しかし、青年部を中心に、これまで幾多の課題を乗り越えてきた南京町では、持ち前のチームワークと行動力を発揮し、現在



櫻正宗は復興に向けて立ち上がった

今回の震災により、内外の物流拠点である神戸港が大規模な被害を受け、その波紋が産業界全体に広がっている。本所では、二月三日付で政府、関係省庁、港湾関連機関などに「阪神大震災に伴う神戸港の復旧に関する緊急要望」を提出し、神戸港の一日も早い復旧を働きかけている。

一時は麻痺状態に陥っていた港湾機能もその後の復旧活動により、着実に回復に向かっている。神戸港の現在（三月七日）の復旧状況は次の通り。

【緊急・応急復旧】

- ・(1)着岸可能バース
- ・公共バース
- ・貨物用
- ・百二十八バース中七

スの計七バースが暫定利用に供される。

(3)利用状況

- ・震災以降の入港実績は百五十隻。クレーン付コンテナ船、RO/RO船、テナ船、RO/RO船、在来船が既に入港しており、復興の兆しが見え始めている。
- ・定期航路は二十四航路が再開。（震災前は二百一航路）
- ・復興に向けて（本格復旧）
- ・運輸省発表「兵庫県南部地震により被災した神戸港の復興の基本的考え方（第一次）」によると、港の復興を進めていく上での基本的考え方として、①機能の

早期回復、②耐震性の強化（防災性の強化）、③市街地復興との連携、④国際拠点港湾としての復興の四点が挙げられている。また、復興スケジュールとしては「概ね二年をめどに港湾機能を回復する」としている。

来年度の本格復旧項目は次の通り。

- ・コンテナバースは七年度内に概ね三分の一を本格供用、残りについても早期供用
- ・フェリーバースの七バースは七年度前半までに四バースを本格供用し、七年度内に残り三バースも供用
- ・その他の岸壁は、七年度内に概ね五割を本格供用し、残りについても早期に供用

地域復興の一番旗手 板宿市場

板宿市場

板宿には五つの市場があり、現在、板宿北部市場は改装中。残る四つの市場は平成三年度に建て替えが完了した。軟弱な地盤だったため、通常の建設費の三割増しの工費をかけて、深い基礎を打った。

そのおかげもあって、大震災では、建物もアーケードもびくとせず、二月六日全八十九店舗のうち六十店舗が営業を再開したが、それまでの足取りは決して平坦ではなかった。市場構成員の中には、自宅が全壊、家族の不幸にあった人も多かったからである。

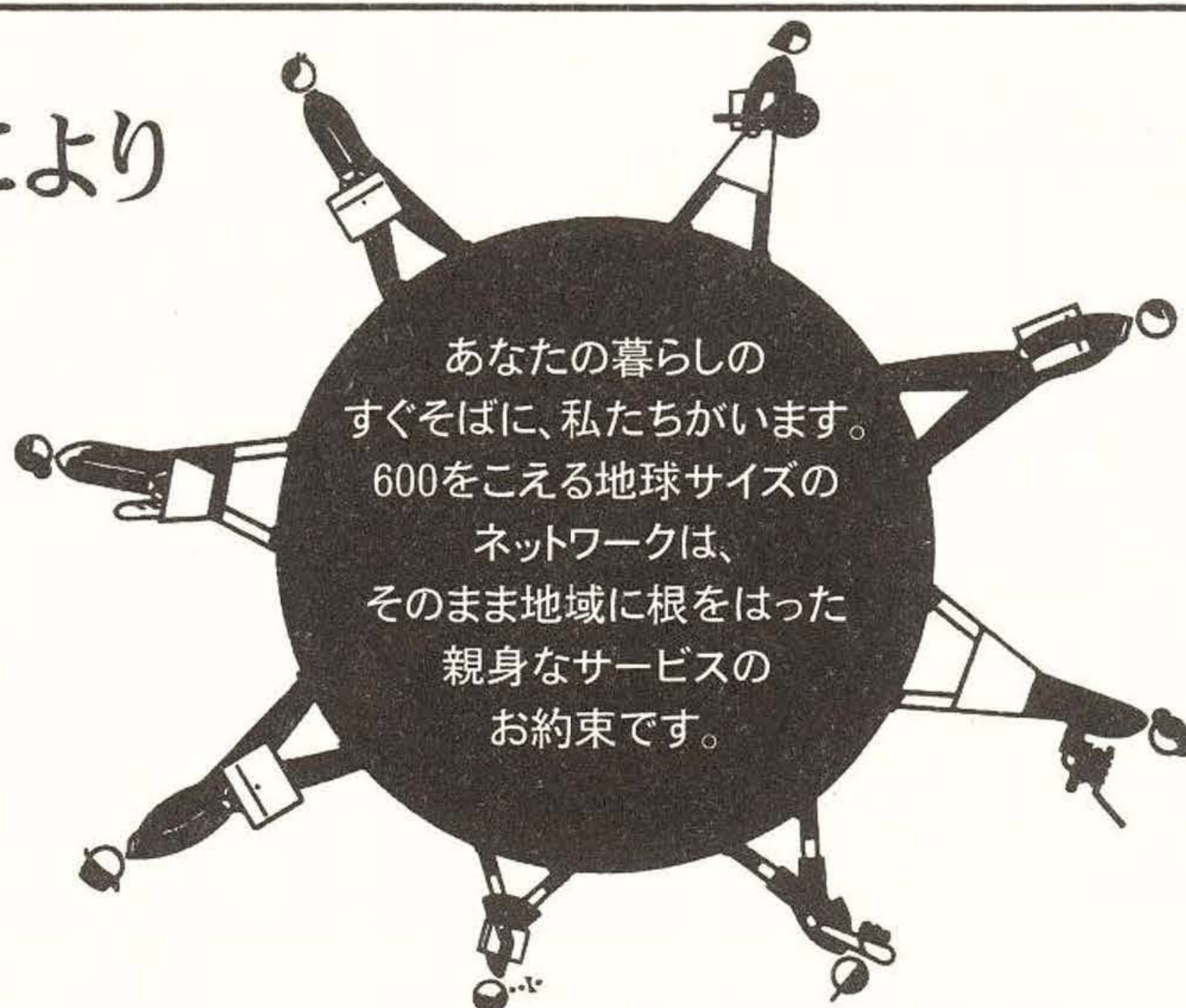
「ともかく、一刻も早く店開きしよう。それが震災に打ち沈むこの地域の人々を鼓舞する最良の方法だ」と各市場の理事長を中心に団結。一月二十三日電気がつく。二十八日には待望の水が出た。そして、二月六日のガス復旧に合わせて全店舗の再開にこぎつけること

早期回復、②耐震性の強化（防災性の強化）、③市街地復興との連携、④国際拠点港湾としての復興の四点が挙げられている。また、復興スケジュールとしては「概ね二年をめどに港湾機能を回復する」としている。

来年度の本格復旧項目は次の通り。

- ・コンテナバースは七年度内に概ね三分の一を本格供用、残りについても早期供用
- ・フェリーバースの七バースは七年度前半までに四バースを本格供用し、七年度内に残り三バースも供用
- ・その他の岸壁は、七年度内に概ね五割を本格供用し、残りについても早期に供用

このたびの阪神大震災により
被災された方々に心より
お見舞申し上げます



あなたの暮らしの
すぐそばに、私たちがいます。
600をこえる地球サイズの
ネットワークは、
そのまま地域に根をはった
親身なサービスのお約束です。

あなたに近く、
世界に近い。

さくら銀行